

横浜市創業促進助成金交付要綱

制 定 平成 28 年 7 月 29 日 経経第 287 号

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 経経第 3561 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、市内で創業するものに対し、予算の範囲内において横浜市創業促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 創業

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合

(2) 創業の日

個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(3) 会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(4) 中小企業

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定される要件に該当する会社又は個人をいう。

(5) 大企業

前号以外の会社をいう。

(6) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 一の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を単独に所有又は出資している場合

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

(7) 本社等

個人事業者にあつては事業の用に供する主たる事務所等、法人にあつては商業・法人登記簿謄本において本店として登記されている事務所をいう。

(8) 倒産

本事業において「倒産」とは、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 個人事業者が、所得税法第 229 条に規定する廃業の届出により、事業を廃止する場合

イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更正手続開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合

ウ 個人事業者または法人が、破産法に基づく破産の申立てをした場合

(助成対象者)

第 3 条 この要綱における助成対象者は、交付を受けようとする年度の前年度 3 月 1 日から翌年 2 月末日までに、第 2 条第 1 号に規定する創業を行う者であつて、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 日本国内に居住する個人又は本社を置く法人であり、次のいずれかに該当する者であること

ア 個人事業者にあつては、事務所・事業所の所在を市内として創業を行っている者

イ 法人にあつては、本店所在地を市内として、自ら創業を行っている者、かつ、その代表取締役又は代表社員となる者。なお、この場合の法人とは、第2条第3号に規定する会社であること。

(2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく横浜市創業支援事業等計画における認定特定創業支援等事業による支援を受け、交付申請期限（交付を受けようとする年度の11月26日）までに、横浜市からの証明を受けた者。ただし、申請期限が土日祝日となる場合、申請期限は翌営業日までとする。

(3) 市税等の滞納をしていないこと。

(4) 助成金の交付を受けようとする個人事業者（法人にあつては代表者）が、過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(5) 許認可等が必要な業種の場合には、当該許認可等を受けていること。

2 次の各号に該当する者は、対象外とする。

(1) 当該助成金申請に係る同一の計画に対し、他の機関又は制度における同趣旨の補助金等の交付を受けた者又は交付が確定している者。

(2) 法人にあつては、大企業である場合

(3) 法人にあつては、みなし大企業である場合

(4) 既に創業し、廃業届を出さずに新たに法人を設立する場合

(5) 他の者が行っていた事業を継承して行う場合

(6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う場合

(7) 法令に反する行為を行っているもの

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営むもの

(9) 公序良俗に問題のある事業を営むもの

(10) 暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(11) 暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(12) 法人にあつては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの

(13) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

(14) その他市長が適当でないと認める場合

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、交付を受けようとする年度の4月1日から翌年2月末日までに発生し、その履行が確認され、及びその支出が完了した創業に係る経費のうち、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、対象外とする。

(1) 他の機関又は制度において助成を受けた経費

(2) 租税公課

（助成率及び助成限度額）

第5条 市長は、審査に基づき、助成対象者に対して助成金を交付する。ただし、助成金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

2 助成率及び助成限度額は、以下に定めるものとする。

(1) 前条に定めた助成対象経費の2分の1以内とする。

(2) 助成金の上限額は20万円とする。

(交付限度額)

第6条 助成金の交付金額は、当該年度の横浜市一般会計歳出予算額の定める範囲内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を交付申請期限（交付を受けようとする年度の11月26日）までに提出しなければならない。ただし、申請期限が土日祝日となる場合、申請期限は翌営業日までとする。

- (1) 横浜市創業促進助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 事業計画書1（第3号様式）
- (4) 事業計画書2（第4号様式）
- (5) 資金計画書（第5号様式）
- (6) 助成対象経費の算出基礎となる見積書等経費の内容がわかる書類の写し
- (7) 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書（写しでも可）
- (8) 市民税・県民税課税（非課税）証明書（写しでも可）
- (9) 所得税納税証明書（その3）（写しでも可）
- (10) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項第10号に規定する書類については、申請時に開業の届出又は法人登記をしている場合に限る。

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、補助事業者の資産及び負債に関する事項とする。

(交付決定)

第8条 市長は前条の申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等について本要綱に定める条件等に一致しているかどうかを審査するとともに、必要な場合は調査等を行うことにより、事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を判断する。審査基準は、別表2に掲げるものとする。

2 市長は前項の交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は横浜市創業促進助成金交付決定通知書（第6号様式）により、不交付の場合は横浜市創業促進助成金不交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成金交付申請の取下げを行う場合には、横浜市創業促進助成金交付申請取下届（第8号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による取下届を受理したときは、それを承認し、申請者に対し、取下承認書（第9号様式）により、その旨を通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 交付対象者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、横浜市創業促進助成金変更申請書（第10号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成金申請額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費総額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 交付対象者は、代表者の変更があった場合は、速やかに横浜市創業促進助成金変更申請書（第10号様式）を市長に提出

しなければならない。

- 3 市長は、第1項及び前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、横浜市創業促進助成金変更承認通知書（第11号様式）により、交付対象者に通知し、不適当と認める場合には、横浜市創業促進助成金変更不承認通知書（第12号様式）によりそれぞれ交付対象者に通知するものとする。
- 4 市長は第1項の承認を行う場合において、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 5 計画の変更により事業実施金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として助成金を交付する。

（実施報告書の提出）

第11条 交付対象者は、当該事業終了後速やかに、次に掲げる書類を交付を受けようとする年度の3月10日までに提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（第13号様式）
 - (2) 助成対象経費明細書（第14号様式）
 - (3) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し
 - (4) 助成対象経費にかかる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払い済みを確認できる書類（通帳等）等の写し
 - (5) 入札又は見積りに係る理由書（第15号様式）
 - (6) 事業実施写真又は成果物等
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号については、第7条第1項に基づく申請において提出する場合は不要とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実施報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等を行う者の資産及び負債に関する事項とする。
- 4 第1項第4号については、対象経費のうち、一件100万円以上の支出となる案件について、補助金規則第24条により市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。また、市内事業者から見積を徴収した場合は、市内事業者を証する書類（登記事項証明書等）を提出することとする。
- 5 第1項第5号については、次条各号に該当するときは、交付対象者はこれに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第15号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（入札又は見積書の徴収の例外）

第12条 助成対象経費について、補助金規則第24条ただし書に規定する、市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難いと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市内事業者で取扱いがない場合
- (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合
- (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画にかかる営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
- (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

（助成金の交付額の確定）

第13条 市長は、前条の実施報告書を受理した場合は、審査し、適当と認めるときは、助成金額の確定を行うとともに、横浜市創業促進助成金交付額確定通知書（第16号様式）により、助成金額及び交付条件を通知するものとする。

（調査権）

第14条 市長は、必要があると認めたときは、助成金交付後の状況について調査を行うことができる。

(助成金の交付請求)

第 15 条 交付対象者は、前条により助成金交付額確定通知後、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 横浜市創業促進助成金交付請求書(第 17 号様式)
- (2) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定取消及び助成金の返還)

第 16 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付対象者が助成金の交付前に市外に移転したとき。
- (2) 交付対象者が助成金の交付前に倒産したとき。
- (3) 第 3 条第 2 項のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 市税の滞納があったとき。
- (5) 助成金の交付条件に違反したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付決定を受けたとき。
- (7) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (8) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、若しくは助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

2 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の取消し決定を行う時は、横浜市創業促進助成金交付決定取消及び返還請求通知書(第 18 号様式)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付対象者が本条第 1 項第 5 号から第 8 号までのいずれかに該当した場合、助成対象者の名称及びその内容を公表することができる。

5 本条第 1 項第 4 号から第 8 号までのいずれかに基づく取消し決定を受けてから 2 年を経過しない者は、助成金の交付申請を受け付けないこととする。

(実施事業の状況報告)

第 17 条 交付対象者は、助成対象期間終了後においても継続して第 1 条に規定する助成事業の目的を実現するよう努めなければならない。

2 交付対象者は、助成対象事業について、交付決定年度の翌年度及び翌々年度の事業の実施状況を横浜市創業促進助成金状況報告書(第 19 号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じて、前項の状況報告書に関する説明資料の提出を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、交付対象者は、正当な理由がない限り、現地調査を拒否することはできない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 18 条 第 16 条の規定により、この助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたときは、市長は、交付対象者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を交付対象者に納付させることとする。

2 助成金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期日までに助成金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

第21条 市長は、必要に応じ申請者又は第8条の交付の決定を受けた者について、第3条第2項第11号から第14号までの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納税の確認)

第22条 市長は、必要に応じて申請者又は第8条の交付の決定を受けた者の市税の納税について、その者の同意に基づき、調査を行うことができる。

(助成対象者の責務)

第23条 当該要綱に基づく助成金の交付を受けた個人又は企業は、当該助成金に係る事業の継続に努めなければならない。

(関係書類の保存期間)

第24条 横浜市補助金等の交付に関する規則第26条の規定に基づき市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第4条第1項) 助成金対象経費

経費区分	内容
------	----

<p>創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での開業、法人設立、既存事業部門の廃止に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費 <p>※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号の登記・会社設立登記・廃業登記・登記事項変更等に係る登録免許税 ・定款認証料、収入印紙代、印鑑 ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
<p>店舗等借入費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・市内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・シェアオフィス賃料及び会費 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金、クリーニング費用等 ・住居兼店舗・事務所における店舗・事務所部分にかかる賃借料 ・事業に直接関係のない店舗・事務所・駐車場（例：従業員専用の駐車場等） ・火災保険料、地震保険料 ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・既に借用している場合は、創業の日より前に借用していた賃借料 ・第三者に貸す部屋等の賃借料
<p>工事費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。） <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物本体に影響を与える増築工事、外構工事等 ・設備の設置等にかかる費用
<p>広報費</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作に係る委託費、展示会出展費用（出展料・配送料）等 ・宣伝に必要な役務等の契約による外部人材費用（外部への営業委託等） ・販路開拓に係る無料事業説明会開催等の費用 ・広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品（商品・製品版と表示や形状が明確に異なるもののみ） <p>例)家電量販店等においてある製品のモックアップ(制作費含む)、飲食店頭に展示されている食品見本等</p> <p>※商品の概要、ニュアンス等を伝えることを目的とし実際の製品同等の使用が出来ないことが原則。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便送料（ダイレクトメール・切手の購入費用等） ・本助成事業と関係の無い活動に係る広報費 ・ホームページサーバー代、ホームページのドメイン代 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用（例：携帯電話購入費、電話代、インターネット利用料金等）

その他	<p>【その他、対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、備品、設備費 ・ 不動産の購入費 ・ 既存事業の廃止に伴う処分費 ・ 租税公課 ・ 求人広告 ・ 光熱水費 ・ プリペイドカード、商品券等の金券 ・ 衣類、雑誌購読料、新聞代、書籍代 ・ 団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料等 ・ 本人及び従業員のスキルアップや能力開発のための研修参加にかかる費用 ・ 資格取得にかかる経費やライセンス販売に必要となるライセンス（販売権、キャラクター使用権等）購入費 ・ 飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・ 自動車等車両の修理費、車検費用 ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・ 振込手数料、代引き手数料 ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金 ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される経費 ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費 ・ その他、当該要綱における「対象となる経費」として認められないもの
-----	---

別表2（第8条第1項）交付決定審査基準

評価項目		評価の視点
事業の実現性	① 事業概要	事業のビジョン、提供するサービス・スキームは明確か。
	② 市場環境	事業実現に向けて、市場環境等を的確にとらえ、サービス・商品に対してターゲットを絞られているか。また、顧客へのアプローチ（営業手法や営業先）は明確か。
	③ 創業資金の調達	創業に必要な資金計画は的確か。また、資金調達ができているか。
事業の継続性・将来性	④ 収益計画	事業の内容や収益計画から継続性はあるか。
	⑤ 事業の成長性	事業の大小を問わず、事業概要や収益計画に加え、事業環境や今後の事業展開等から事業の成長性が見込めるか。

加算項目	
創業経験の有無	初めての起業・創業であること